

各府立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の部活動について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、8月1日以降のイベント開催が8月末日まで現在の制限を引き続き維持したことや、府内の新規陽性者数の状況から、部活動について、令和2年6月12日付け事務連絡「府立学校に係る部活動の段階的緩和について」を下記のとおり変更しますので、適切に対応していただきますようお願いします。

記

1 部活動について

(1) 引き続き、通常の活動を継続する。

ただし、8月1日（土）からの段階的緩和における対外的活動（練習試合や合同練習など複数校が集合する活動、校外での活動等）については、当面の間、次のとおり条件付きとする。

対 象	8月1日（土）以降の条件
参加者数	参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。
活動場所	<u>原則、府内での活動とするが、実施地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。</u>
他府県交流	<u>他府県の学校との交流は禁止する。</u>
宿 泊	<u>原則、府内での宿泊とするが、宿泊地域の感染状況、施設の感染対策及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。</u>

(2) 他府県で開催される公式大会・発表会等への参加にあたっては、開催地域の感染状況及び各自治体の対応方針等に鑑み、判断すること。

(3) 自校参加者に係る書類等の保管は、従来どおりとする。

(4) 国の対処方針等に変更があった場合は、改めて連絡する。

2 その他

(1) 活動への参加にあたっては、引き続き、新しい生活様式を遵守し、感染拡大防止に万全を期すとともに、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう配慮すること。

(2) 今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

(参考資料) 「8月1日以降における催物の開催制限等について」

担 当	電話番号
保健体育課	075-414-5875
高校教育課	075-414-5846
特別支援教育課	075-414-5834

事務連絡
令和2年7月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m）を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.（1）に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上